

確定申告について

税法上の所得区分は 10 種類ある

- ① 利子所得・
- ② 配当所得・
- ③ 不動産所得・
- ④ 事業所得・
- ⑤ **給与所得**・雇用契約によるアルバイトの場合
- ⑥ 退職所得・
- ⑦ 山林所得・
- ⑧ 譲渡所得・
- ⑨ 一時所得・
- ⑩ **雑所得**・業務委託契約による AIDnet の場合

(参考) 国税庁HP <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1350.htm>

給与と報酬の違い

給料 (雇用契約)

[源泉前の支給総額] - [給与所得控除] = [所得]

報酬 (請負契約)

[収入総額] - [経費] = [所得]

※参考 (個人事業主による複式簿記の青色申告であれば)

[収入総額] - ([仕入] + [経費]) - [青色申告特別控除 65 万円又は 10 万円] = [所得]

控除の種類

[平成 24 年 4 月 1 日現在法令等]

所得税法では所得控除の制度を設けています。

これは、所得税額を計算するときに各納税者の個人的事情を加味しようとするためです。

それぞれの所得控除の要件に当てはまる場合には、各種所得の金額の合計額から各種所得控除の額の合計額を差し引きます。所得税額は、その残りの金額を基礎として計算されます。

所得控除の種類は次のとおりです。

- ① 雑損控除
- ② 医療費控除
- ③ 社会保険料控除
- ④ 小規模企業共済等掛金控除
- ⑤ 生命保険料控除
- ⑥ 地震保険料控除
- ⑦ 寄附金控除
- ⑧ 障害者控除
- ⑨ 寡婦(寡夫)控除(この控除は女性の場合と男性の場合とで要件に差があります。)
- ⑩ **勤労学生控除 (27 万円) 学生が対象**
- ⑪ 配偶者控除
- ⑫ 配偶者特別控除
- ⑬ 扶養控除
- ⑭ **基礎控除 (38 万円) 全ての人が対象**

※主に学生の方が対象になるのは勤労学生控除と基礎控除となります。

※日本国内に住所などが無い、いわゆる非居住者の場合の所得控除は、雑損控除、寄附金控除、基礎控除の三つです。

※配偶者やお子さんがおられる場合は配偶者控除や配偶者特別控除、扶養控除の対象になる可能性があります。

報酬における支払い調書サンプル

平成 17 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書						
支払を 受ける者	住所(居所) 又は所在地 氏名又は 名称	東京都新宿区北新宿 1 - 1 9 - 3 国税 四郎				
区 分	細 目	支 払 金 額		源泉徴収税額		
外交員報酬		内	千 円	内	千 円	円
			250 000		13 000	
			2 654 000		121 400	
(摘要)						
支払者	住所(居所) 又は所在地 氏名又は 名称	東京都品川区中延 1 - 1 - 5 株式会社国税商会 (電話)03-3216-6811				
番 号	0 1 1 2 5	整 理 番 号	0 0 1 2 3 4 5 6			

報酬は事業所得か雑所得で申告

事業（主な収入であるか、又は継続した収入であるかが要件）であれば事業所得、そうでなければ雑所得。

親の扶養控除対象となるためには、**合計所得金額が 38 万円以下**でなければなりません。

合計所得金額とは、**年間収入額**から**必要経費**を差し引いた金額です。

例 1) 経費がない場合。

例えば学生が 5 万円/月で 12 ヶ月で 1 年間で 60 万円稼いだとすると、

合計所得は 60 万円で **38 万円を超えるので扶養からは外れます。**

3 月 15 日までに確定申告した際、

雑所得 60 万円 - 勤労学生控除 27 万円 - 基礎控除 38 万円 = **▲5 万円**

となり**控除額の方が多くなるので、税金を納める必要はありません。**

例 2) 経費がある場合

例えば学生が 5 万円/月で 12 ヶ月で 1 年間で 60 万円稼いだとして、
月 5 万円のマンションに下宿して通信費 5 千円を毎月支払い、
パソコン (10 万円) と教科書とテキスト (3000 円) を AIDnet で生徒を教えるために購入して
AIDnet 京都本部に 2 回出向き (交通費 1000 円)
全てのレシートや払い込み記録をしっかりと残している場合。

経費として以下のものが控除できます。

下宿の賃料の*約 3 割 (1.5 万円) と通信費の*約 3 割 (1500 円) ×12 ヶ月 = 19 万 8000 円

*約 3 割と表記したのは、全体に対するパソコンの設置場所が占める割合や使用状況などから按分した数値

パソコン代 (10 万円) のうち、個人使用も 2 割あるので按分し、その 8 割で (8 万円) を経費として申告と教科書とテキスト代全額 (3000 円) と本部までの交通費全額 (1000 円)

= 8 万 4000 円

よって経費 (19 万 8000 円 + 8 万 4000 円) = 28 万 2000 円

合計所得金額は 60 万円 - 経費 28 万 2000 円 = 31 万 8000 円

合計所得金額が 38 万円以下なので扶養から外れることはありません。

3 月 15 日までに確定申告した際、

雑所得 31 万 8000 円 - 勤労学生控除 27 万円 - 基礎控除 38 万円 = ▲33 万円 2000 円

となり控除額の方が多くなるので、税金を納める必要もありません。

例 3) 税金が発生する場合

例えば学生が 8 万円/月で 12 ヶ月で 1 年間で 96 万円稼いだとしても、
レシートがないと経費として認められませんので、
雑所得 96 万円 - 勤労学生控除 27 万円 - 基礎控除 38 万円 = 31 万円
の 31 万円に対して税金がかかります。

No.2260 所得税の税率

[平成24年4月1日現在法令等]

所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5%から40%の6段階に区分されています。
課税される総所得金額(千円未満の端数金額を切り捨てた後の金額です。)に対する所得税の金額は、次の速算表を使用すると簡単に求められます。

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円

(注) 例えば「課税される所得金額」が700万円の場合には、求める税額は次のようになります。
 $700万円 \times 0.23 - 63万6千円 = 97万4千円$

よって 195 万円以下なので

確定申告の際、31 万円×5%で 1 万 5500 円の税金を支払う必要があります。

扶養からも外れてしまいます。

※なお、混同しがちですが**健康保険の被扶養者の条件**については税金とはまったく別で、

健康保険の被扶養者の条件として、年収 130 万円未満というのがありますが、「**今後向こう 1 年間の収入が 1 3 0 万円を超える見込み**」というのが一般的な定義なのです。

なので収入の月額が連続して約 10 万 8000 円を越すような場合に年間 130 万円を超える見込みとして被扶養者から外れる場合があるので注意が必要です。

※下宿等の賃料や通信費、パソコン代等のうち経費とする割合は**各自の使用状況等により異なります**。

※所得金額によっては**住民税 (税率 10%)** も課されます。

※エドネットの業務委託契約において、申告金額は締め日の関係上

前年 1 2 月 2 1 日から当年 1 2 月 2 0 日までの 1 年間分となります。